

平成 21 年 6 月 1 日
大臣官房政策課

ヒヤリ・ハット事例収集及び活用の状況について

1 ヒヤリ・ハット事例収集とは

国民に不利益を与え、又は農林水産省の組織運営に重大な影響を及ぼすような事案には至らなかったものの、その原因となり得たと考えられる事例等（ヒヤリ・ハット事例）を広く収集・周知し、その対応策を検討することにより重大事案の発生を予防する取組である。

2 実施状況

平成 21 年 3 月より運用を開始して以来、本省及び地方組織から 37 件のヒヤリ・ハット事例が提出されている（5 月 26 日現在）。その内容は、

- 連絡対応（情報の周知ミス、文書の送付ミス等）
- 他職員とのコミュニケーション（業務引継ぎミス、窓口のたらいまわし等）
- 情報セキュリティ（外部公表前の情報管理）

など、農林水産省職員であればいつでも遭遇する可能性のある役所内における事例から、

- 申請手続き（交付金の過払い、締切直前における申請への対応等）
 - 検査業務（立入検査時の公務災害、調査・指導の内部不統一等）
- など、執行業務に携わる職員が対外業務を行っている際に生じ得る事例に及ぶ。

重大事案の発生を未然に防ぐためには、業務・組織に潜むリスクをあらかじめ洗い出すことが必要だが、これらのリスクは業務内容や部署ごとに異なると考えられることから、本省・地方組織

を含め様々な部署から事例を収集することにより、リスクを網羅的に把握し、その対応策を講じることが不可欠である。

3 今後の対応

上記「2」にもあるとおり、ヒヤリ・ハット事例の提出をさらに促し、ひいては事例の活用を効果的に機能させるため、以下の取組を行うこととする。

- ① 職員への周知をさらに徹底させるため、庶務課長会議等の場も活用しつつ、情報提供を定期的に行うこととする。

その際には、事例の提出状況とともに、過去に収集された事例等を参考にどのような事例が発生しているのか紹介するとともに、それがどのように活用され、農林水産省の組織運営にどのようなメリットが生じるのか明確にする。

- ② また、本省局庁、地方農政局、森林管理局等にヒヤリ・ハット事例収集の担当者を設置し、各担当者は、管轄する職員又は部署に対し事例を積極的に提出するよう奨励する。

- ③ 6月末までに、ヒヤリ・ハット事例の効果的な収集及び活用を実現するために、職員又は部署が取り組むべき事項をまとめたガイドラインを策定する。例えば、定期的な打ち合わせ等により職員一人ひとりに部署内で発生した事例を認識させること、部署の長が積極的に事例を提出することにより職員の模範となること等の事項を当該ガイドラインに盛り込む。上記②の担当者は、官房政策課と連携しつつ、当該ガイドラインの実施を、管轄する職員又は部署に促す。

- ④ 7月末までに、「国民視点確認月間」である9月に行われる業務再点検の際に各部署が業務・職場に潜むリスクを認識し具体的な対応に取り組んでいるか確認できるよう、提出された事例等を参考に一般的なチェックシートを作成する。